

＜ 改善報告書検討結果（京都薬科大学）＞

〔1〕 概評

2015（平成 27）年度の本協会による大学評価において、貴大学に対して、努力課題として 3 項目の改善報告を求めた。これを受けて、貴大学では、「自己点検・評価運営委員会」を中心に検討を行い、薬学研究科において改善活動に取り組んでおり、その成果も十分に上がっていることが確認できる。

貴大学が掲げる理念・目的の実現のために、引き続き不断の改善・向上に取り組むことを期待したい。

〔2〕 今後の改善経過について再度報告を求める事項

なし

〔3〕 各指摘事項に対する改善状況

1 努力課題について

No.	種 別	内 容
1	基準項目	1. 理念・目的
	指摘事項	大学院学則に定められた薬学研究科の目的は「薬学に関する」という部分を除き、学校教育法に定められた大学院の目的と同じ文言であり、貴研究科固有の目的を設定していないので、改善が望まれる。
	評価当時の状況	大学院学則に定められた目的は、「本大学大学院は薬学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与することを目的とする。」となっており、学校教育法（第九十九条）に定められた大学院の目的と同じ文言であり、本学研究科固有の目的を設定していなかった。
	評価後の改善状況	大学院学則に定められた大学院の目的を本学独自のものに改正した（資料 1-1-1）。 本件に関する議論は 2016 年 6 月および 7 月の研究科教授会で行い、従来の目的に記載されていた「文化の進展」の部分をより具体的に記述するための議論が行われた。その結果、目的を「本大学院は、薬学に関する学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めるとともに、医療及び人類の福祉の発展に寄与できる有用な人材を養成し広く社会に貢

	献することを目的とする。」と改正することが確認された（資料 1-1-2、1-1-3）。 この大学院学則の一部改正は、2017 年 4 月 1 日から施行している（資料 1-1-4）。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 1-1-1「京都薬科大学大学院学則」 1-1-2「研究科教授会（2016 年 6 月）議事録」 1-1-3「研究科教授会（2016 年 7 月）議事録」 1-1-4「資料 2・3・大学院学則、教育理念、教育目的の一部改正について」

No.	種 別	内 容
2	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果
	指摘事項	薬学研究科の博士前期課程において、学位論文審査基準が明文化されていないので、『大学院シラバス』などに明記するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	薬学研究科の博士前期課程において、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準が明文化されていなかった。 評価当時も下記の運用を行っていたが、明文化をしていなかったのが当時の状況である。
	評価後の改善状況	薬科学専攻における博士学位論文審査の取扱いについて（学長裁定）を改正し、博士前期課程の学位審査体制及び評価基準、審査について明記した（資料 1-2-1）。 本件に関する議論は 2017 年 2 月の研究科教授会で行い、以下の項目を「審査項目」として学長裁定に盛り込むことが確認された（資料 1-2-2、1-2-3、1-2-4）。 1. 研究課題の意義及び研究の背景と目的が明確になっているか。 2. 研究の進め方や実験・調査等の手法が適切に選択されており、得られたデータあるいはデータ処理方法に再現性があるか。 3. 実験や調査の結果が客観的かつ正確に記載され

	ており、結論に至る論理が適切に展開されているか。また、適切な考察が加えられているか。 4. 参考論文や図表の引用が適切に行われ、学位論文としての体裁が整っているか。 上記の事項を主査及び副査が審査の際に確認することが確認された。 本学長裁定は2017年4月1日から施行し、2017年度大学院シラバスにも明記している（資料1-2-5）。
改善状況を示す具体的な根拠・データ等 1-2-1「薬科学専攻における博士学位論文審査の取扱いについて（学長裁定）」 1-2-2「研究科教授会（2017年2月）議事録」 1-2-3「研究科教授会（2017年2月）資料7・「薬学専攻学位論文審査の取扱いについて」の一部改正について」 1-2-4「研究科教授会（2017年2月）資料8・「薬科学専攻学位論文審査の取扱いについて」の一部改正について」 1-2-5「2017年度大学院シラバス」	

No.	種 別	内 容
3	基準項目	4. 教育内容・方法・成果 (4) 成果
	指摘事項	薬学研究科の博士課程および博士後期課程において、修業年限内に学位を取得できず、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し、「課程博士」として学位を授与することを規定していることは適切ではない。課程博士の取り扱いを見直すとともに、課程制大学院制度の趣旨に留意して修業年限内の学位授与を促進するよう、改善が望まれる。
	評価当時の状況	薬学研究科の博士課程および博士後期課程において、課程の修了に必要な単位を取得して退学した後、在籍関係のない状態で学位論文を提出した者に対し、「課程博士」として学位を授与することを規定していた。今回指摘を受けた要綱の運用を開始した時期および経緯は不明である。
	評価後の改善状況	京都薬科大学大学院学位論文取扱細則を改正

	(「要綱」として整理) し、博士学位論文の審査を申請できる者の内、「薬学専攻博士課程に4年以上又は薬科学専攻博士課程に5年以上(博士後期課程のみの者は3年以上) 在学し、所定の単位を修得した後において博士学位所定の単位を修得した後において博士学位論文の審査を申請せずに退学した者で、退学後2年未満の者」とする条項を削除し、単位取得退学者による課程博士の学位授与申請を認めないものとした(資料1-3-1)。本件は2015年12月の研究科教授会で審議し(資料1-3-2、1-3-3)、翌月2016年1月研究科教授会で決定している(資料1-3-4、1-3-5)。 要綱の施行後、対象の大学院生には、2016年4月にガイダンスを開催し、口頭にて説明を行った(資料1-3-6)。
	改善状況を示す具体的な根拠・データ等 1-3-1「京都薬科大学大学院学位論文取扱要綱」 1-3-2「研究科教授会(2015年12月)議事録」 1-3-3「研究科教授会(2015年12月)資料2・課程博士の学位授与について」 1-3-4「研究科教授会(2016年1月)議事録」 1-3-5「研究科教授会(2016年1月)資料5・学位論文施行細則の一部改正について」 1-3-6「大学院博士学位論文ガイダンス開催(揭示)2016」

以 上